

第 5 期勝浦市障害福祉計画
第 1 期勝浦市障害児福祉計画

平成 3 0 年 3 月

勝 浦 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置付けと期間 5

第2章 計画の基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 6
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 6
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 6
- 4 地域共社会の実現に向けた取組み 7
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 7

第3章 平成32年度における成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 8
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 9
- 3 地域生活支援拠点等の整備 10
- 4 福祉施設から一般就労への移行及び就労支援事業の利用者数 10
- 5 障害児支援の提供体制の整備等 12

第4章 サービスの内容と対象者

- 1 障害福祉サービスの体系 13
- 2 障害福祉サービスの利用状況 14
- 3 地域生活支援事業の利用状況 15

第5章 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

- 1 指定障害福祉サービス 16
- 2 相談支援 20
- 3 障害児支援 21
- 4 地域生活支援事業 22
- 5 その他の地域生活支援事業（市が自主的に取組む事業） 29

第6章 障害福祉計画の進捗管理

※平成の表記について

2019年5月1日から平成に代わる新しい元号となることが決定していますが、新元号が決まっていないため、本計画では、便宜上、平成のまま表記することとします。

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

国では、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、三障害の制度を一元化した新たな障害者施策が推進されました。そこでは、障害福祉計画の策定が義務付けられ、市町村はサービスの数値目標を設定し、計画に基づく施策の推進が求められています。

本市においても、平成18年3月に第1期障害福祉計画を策定し、以降3年ごとに計画を改定しており、計画に基づいて障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう取り組んできました。

近年、障害のある人をめぐる状況は大きく変化し、国においては様々な法制度の改正が行われています。平成25年4月には、「障害者自立支援法」が改正され、障害福祉サービス等の対象となる障害区分の見直しや、障害のある人に対する支援の拡充を明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害の対象に難病が加わりました。さらに平成25年6月には、「障害者基本法」改正の際に加えられた第4条の「差別の禁止」を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、行政機関や事業者、障害のある人に対する「合理的配慮」を可能な限り提供することが求められるようになりました。

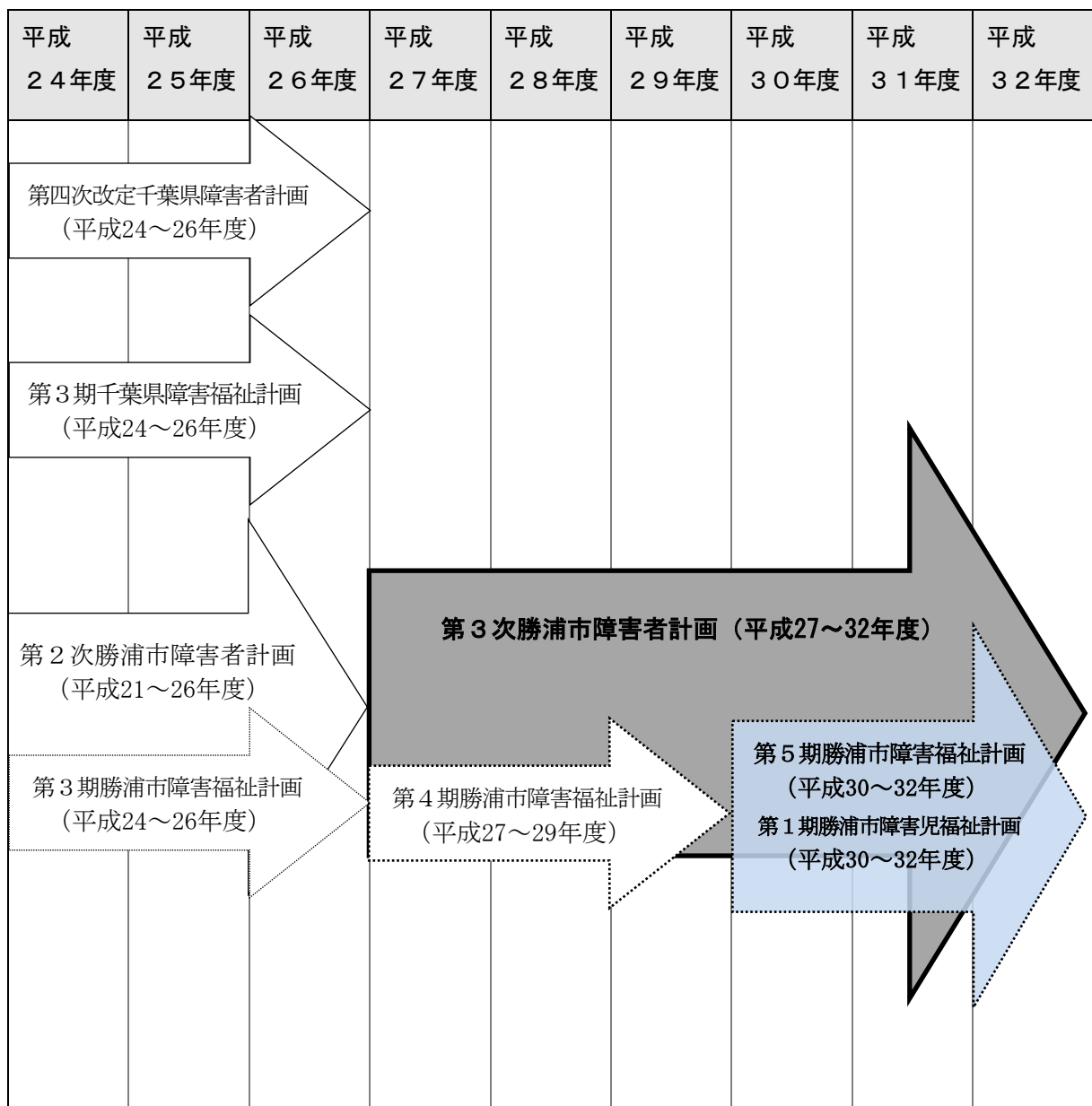
このような背景のなか、策定が義務付けられている障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標などを定める計画であり、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画で、児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた計画です。この計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する目標などを定める計画です。

本市の第4期障害福祉計画の計画期間が平成29年度で終了となるため、これまでの障害福祉計画の実施状況や課題を踏まえ、第5期障害福祉計画の策定と新たに策定することとなった第1期障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

2. 計画の位置付けと期間

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づいて策定される法定計画であり、計画期間は平成30～32年度とします。策定にあたり、本市の障害者施策の基本方向を定める「第3次障害者計画（平成27～32年度）」や、上位計画である「勝浦市総合計画」との整合・調整を図っています。

計 画 期 間



第2章

計画の基本理念

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、5つの基本的理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

1

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2

市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害のある子どもとし、サービスの充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から障害のある人等の範囲に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

3

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指して、実情に応じた柔軟なサービスの提供を確保するなどの取組や、複合的な支援を要する世帯への対応について、その課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めます。

障害児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第3章

平成32年度における成果目標

この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、勝浦市では、平成32度を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める視点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に行く人の数を見込み、平成32年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【参考】国の考え方

国の考え方	
平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。	
また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、第4期障害福祉計画で定めた平成29年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。	

【目標値】

項目	数値	備考
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	29人	
平成32年度末の施設入所者数(B)	26人	平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。
削減見込(C)	3人	(A) － (B)
【目標値】 平成32年度末までの地域移行者数の目標数(D)	4人	(A) のうちグループホーム等へ移行する人数 国の目標は9%以上

【目標の達成に向けて】

施設入所者の地域移行を進めるため、グループホームなどの生活基盤整備について、近隣自治体や事業者などと連携し、市内における必要な量の確保に努めます。

地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。

また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、さまざまな機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

施設入所者のうち、重度障害のある人については、本人の状況や家族の意向を踏まえ、適切に対応していきます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して継続的に自分らしい暮らしをするためには、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進が必要となることから、保健、医療、福祉関係者との協議の場の設置について検討します。

【参考】 国の考え方

国の考え方
障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。 精神病床における1年以上の長期入院患者数の減少及び平成32年度の精神病床における早期退院率の向上を図る。

【目標値】

項目	数値	備考
障害保健圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末時点において

【目標の達成に向けて】

精神障害者に対する地域生活への移行及び定着のための途切れない支援の推進や地域への啓発などを進めるため、障害保健圏域において協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者などの重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

現在、障害のある人の重度化や高齢化が進む中であって、「親亡き後」にも安心・安全に地域の中で自立して生活できるように、障害のある人の相談、交流の場の拡充、障害別の受け入れや対応、専門的な支援など、相談支援を中心として、学校から卒業、就職、親からの独立等、ライフステージの進展につれて、切れ目のない支援をする体制づくりが求められています。

【参考】 国の考え方

国の考え方
平成32年度末までに、各市町村又は各障害保健圏域に少なくとも1つを整備する。

【目標値】

項目	数値	備考
障害保健圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末時点において

【目標の達成に向けて】

障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として地域生活支援拠点等の整備を推進していきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行及び就労支援事業の利用者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

なお、就労移行支援事業所ごとの就労移行率について、国の指針では、平成29年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとされていますが、現在、市内には就労移行支援事業所がないため、第5期計画期間中に新規事業者の参入を促進し、平成32年度末に就労移行率3割以上となるよう支援体制の整備に努めます。

【参考】 国の考え方

国の考え方
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。当該目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
平成32年度末における就労移行支援事業の利用者を、平成28年度末における利用者の2割以上増加させることを目指す。
事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率を80%とする。

【目標値】

項目	数値	備考
【実績】 平成28年度中の一般就労移行者数	0人	平成28年度の移行実績
【目標値】 平成32年度中の一般就労移行者数	2人	平成28年度実績の1.5倍以上
【実績】 平成28年度末の就労移行支援事業利用者	7人	平成28年度の就労支援事業利用者実績
【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業利用者	9人	平成28年度末利用者数の2割以上増加
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%	

【目標の達成に向けて】

十分な数の就労支援事業者が確保できるよう市内事業所はもとより、夷隅圏域市町とも連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。

公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。

夷隅地区自立支援協議会での検討を基に、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援をさまざまな観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

障害児においては、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

【参考】 国の考え方

国の考え方
平成32年度末までに、児童発達支援センターを市町村に少なくとも1ヶ所以上を設置する。
平成32年度末までに、各市町村又は各障害保健圏域に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各障害保健圏域に少なくとも1ヶ所以上確保する。
平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

【目標値】

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1ヶ所	平成32年度末時点において
障害保健圏域における保育所等訪問支援できる体制の構築	1ヶ所	平成32年度末時点において
障害保健圏域における主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス等の整備	1ヶ所	平成32年度末時点において
障害保健圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成30年度末時点において

【目標の達成に向けて】

障害児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障害の不安や対処方法に関する相談支援にも対応できるよう配慮し、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、児童と保護者にとって利用しやすい一体的な支援に取り組みます。

第4章

サービスの内容と対象者

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されています。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「夷隅郡市広域市町村圏事務組合障害支援区分認定審査会」において、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。

1. 障害福祉サービスの体系



2. 障害福祉サービスの利用状況

福祉サービス		見込み			実績			単位
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	
訪問系	居宅介護	180	200	220	165	211	211	時間/月
		12	14	16	13	16	18	実人/月
	重度訪問介護	60	90	90	44	59	47	時間/月
		1	2	2	1	1	1	実人/月
	行動援護	15	15	15	7	6	1	時間/月
		1	1	1	1	2	1	実人/月
	同行援護	10	10	10	6	4	3	時間/月
		1	1	1	1	1	1	実人/月
	重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	時間/月
		0	0	0	0	0	0	実人/月
日中活動系	生活介護	1050	1070	1150	1028	1048	1114	延人日/月
		50	51	55	52	53	57	実人/月
	自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	延人日/月
		0	0	0	0	0	0	実人/月
	自立訓練 (生活訓練)	20	40	40	4	14	49	延人日/月
		1	2	2	1	1	6	実人/月
	就労移行支援	90	108	126	30	62	94	延人日/月
		5	6	7	6	7	7	実人/月
	就労継続支援 (A型)	0	0	0	0	1	39	延人日/月
		0	0	0	0	1	3	実人/月
	就労継続支援 (B型)	135	150	165	129	134	116	延人日/月
		9	10	11	16	19	16	実人/月
	療養介護	60	60	60	61	61	61	延人日/月
		2	2	2	2	2	2	実人/月
	短期入所	28	32	36	27	33	72	延人日/月
		6	7	8	7	10	10	実人/月
居住系	施設入所支援	27	27	26	27	28	29	実人/月
	共同生活援助 (グループホーム)	27	29	33	27	28	29	実人/月
相談支援	計画相談支援	15	16	17	14	17	22	実人/月
	地域移行支援	1	1	1	0	0	0	実人/月
	地域定着支援	1	1	1	0	0	0	実人/月
障害児通所支援	児童発達支援	3	3	3	3	2	3	実人/月
	医療型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	実人/月
	放課後等 デイサービス	7	8	9	7	6	6	実人/月
	保育所等 訪問支援	2	2	2	2	1	1	実人/月
	障害児 相談支援	4	4	4	1	1	1	実人/月

3. 地域生活支援事業の利用状況

事業名		見込み			実績			単位
		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	
必 須 事 業								
相談支援事業	障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1	箇所
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施の有無
	市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施の有無
	住宅入居等支援事業	検討	検討	実施	検討	検討	検討	実施の有無
	成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	0	0	件数／年
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	検討	検討	検討	検討	検討	検討	実施の有無
	手話通訳者派遣事業	12	12	12	12	12	12	実人／年
	手話通訳者奉仕員研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施の有無
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	3	3	3	1	0	2	給付件数
	自立生活支援用具	1	1	1	5	0	1	給付件数
	在宅療養等支援用具	3	3	3	6	0	4	給付件数
	情報・意思疎通支援用具	2	2	2	2	3	2	給付件数
	排泄管理支援用具	172	181	190	176	171	171	給付件数
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	2	2	3	0	1	給付件数
移動支援事業		2	3	3	2	3	3	実人／月
		25	35	35	23	29	29	延時間／月

地域活動支援センター基礎的事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施の有無
機能強化事業Ⅰ型	1	1	1	1	1	1	箇所
機能強化事業Ⅱ型	0	0	0	0	0	0	箇所
機能強化事業Ⅲ型	1	1	1	1	1	1	箇所

第5章

サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害のある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

訪問系サービスの内容

名称	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護や、洗濯・掃除等の家事援助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

〔事業量見込み〕

訪問系サービスの見込み量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
訪問系	居宅介護	200	220	240	時間／月
		19	21	23	実人／月
	重度訪問介護	120	120	120	時間／月
		2	2	2	実人／月
	同行援護	10	10	10	時間／月
		2	2	2	実人／月
	行動援護	15	15	15	時間／月
		1	1	1	実人／月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	時間／月
		0	0	0	実人／月

〔提供体制の確保策〕

訪問系サービスは、地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、今後、施設入所者や長期入院者の地域移行などによる利用の増加が見込まれるため、夷隅圏域市町で連携し、既存の事業所に事業拡充やヘルパーなどの人員の強化を働きかけるとともに、新規事業者の参入を促進していきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

日中活動系サービスの内容

名称	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型（雇atype）とB型（非雇atype）の類型があります。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

〔事業量見込み〕

日中活動系サービスの見込み量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
日中活動系	生活介護	1200	1250	1300	延人日／月
		58	60	62	実人／月
	自立訓練 （機能訓練）	0	0	0	延人日／月
		0	0	0	実人／月
	自立訓練 （生活訓練）	69	115	184	延人日／月
		3	5	8	実人／月
	就労移行支援	160	160	160	延人日／月
		8	8	8	実人／月
	就労継続支援 A型（雇atype）	69	115	115	延人日／月
		3	5	5	実人／月
	就労継続支援 B型（非雇atype）	200	250	300	延人日／月
		16	19	21	実人／月
	就労定着支援	18	36	36	延人日／月
		1	2	2	実人／月
	療養介護	60	60	60	延人日／月
		2	2	2	実人／月
	短期入所 （福祉型）	100	120	120	延人日／月
		10	12	12	実人／月
	短期入所 （医療型）	14	14	14	延人日／月
		1	1	1	実人／月

〔提供体制の確保策〕

日中活動系サービスは、自立や就労などを目指した訓練や、社会参加の場として不可欠なサービスです。今後も地域移行の進展により利用の増加が見込まれますので、既存事業所の提供量の拡大や新規事業者の参入を促進していきます。

自立訓練（機能訓練）については、市内・近隣に身体的リハビリテーションを行う事業者がないことから、利用がない状況です。今後は、特別支援学校や施設・病院と連携し、サービスが必要な対象者に対し支援を行っていきます。

就労移行支援・就労継続支援については、夷隅地区自立支援協議会雇用就労部会を中心として、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターや特別支援学校と連携し、当該事業の実施を促進していきます。

就労定着支援については、今後一般就労への移行が増加することが見込まれているなかで、就労に伴う生活面の課題に対応する必要があることから、平成 30 年度から新たに創設されたサービスです。

短期入所については、緊急時等の利用者のニーズに対応し、必要なサービス量が提供できる体制を確保していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。

居住系サービスの内容

名称	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴・排せつ又は食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や食事提供などの支援を行います。また、介護の必要性のある人には入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設入所又は共同生活援助を利用していた人などが居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や本人からの相談に応じ必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

居住系サービスの見込み量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
居住系	施設入所支援	28	29	30	実人／月
	共同生活援助 (グループホーム)	31	33	36	実人／月
	自立生活援助	0	1	1	実人／月

〔提供体制の確保策〕

施設入所支援については、長期的には入所者の地域移行を進めていくことが求められていますが、真に入所を必要とする人の支援が図られるよう、利用ニーズや事業者情報の把握に努め、必要なサービス量の確保を図ります。

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者や精神科病院に入院している人の地域移行、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などから利用の需要が高まっていくことが見込まれるため、既存のホームの拡充や、新規事業者の参入を積極的に促進していきます。

また、利用者の負担を軽減するための家賃助成や円滑に事業が実施できるよう事業者への支援を引き続き行います。

新設された自立生活援助については、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連携しながら、一人でも多く地域へ移行できるように支援体制を整備していきます。

2 相談支援

相談支援とは、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行等の支援を行うものです。

相談支援の内容

名称	サービスの内容
計画相談支援	●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	●地域移行支援 障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院する人などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談、外出への同行、住居の確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

相談支援の見込み量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
相談支援	計画相談支援	18	20	22	実人／月
	地域移行支援	2	3	3	実人／月
	地域定着支援	2	2	2	実人／月

〔提供体制の確保策〕

サービス等利用計画の需要の増加が見込まれるため、相談支援事業の制度の周知や事業者に対する情報提供を図り、新規事業者の参入を促進していきます。

また、県や夷隅圏域市町と連携し、ケアマネジメントを担う人材の確保やサービス利用計画を作成する相談支援専門員の育成に努めます。

指定相談支援事業所、サービス提供事業者や関係機関等とのネットワーク化を進め、相談支援体制の確立を目指します。

3 障害児支援

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」と「障害児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

障害児支援の内容

名称		サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹機能に障害のある児童に児童発達支援と治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所等に訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態である障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援の利用に関し、事業者等との連絡調整などの支援や「障害児支援利用計画」の作成を行います。

〔事業量見込み〕

障害児支援サービスの見込み量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
障害児通所支援	児童発達支援	24	24	24	延人日／月
		3	3	3	実人／月
	医療型児童発達支援	0	0	0	延人日／月
		0	0	0	実人／月
	放課後等デイサービス	42	49	57	延人日／月
		6	7	8	実人／月
	保育所等訪問支援	3	3	4	延人日／月
		3	3	4	実人／月
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	延人日／月
		0	0	0	実人／月
障害児相談支援		2	2	2	実人／月

〔提供体制の確保策〕

障害のある児童の支援については、勝浦市子ども子育て支援事業計画との緊密な連携を図り、身近な地域できめ細やかな支援が提供できる体制を整備します。

また、必要な福祉サービスが円滑に提供できるよう、事業者と連携を図り、サービス提供基盤の充実を図ります。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなど、障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

〔サービス内容〕

理解促進・研修事業は、地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

理解促進研修・啓発事業の内容

事業区分	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

理解促進研修・啓発事業の見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るために、理解促進・啓発に取り組めます。

また、夷隅圏域市町で連携して、イベントや教室の開催について検討していきます。

(2) 自発的活動支援事業

〔サービス内容〕

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

自発的活動支援事業の内容

事業区分	サービスの内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

自発的活動支援事業の見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

障害のある人が、自立した日常・社会生活を営みことができるように、障害のある人や家族、地域住民による自発的活動を促進するため、この事業を活用した支援に取り組めます。

(3) 相談支援事業

〔サービス内容〕

相談支援事業は、すべての障害のある人を対象として、必要な情報の提供、助言、およびその他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。

相談支援事業の区分

事業名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障害福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
相談支援機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援に専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
地域自立支援協議会	自立支援協議会は、地域の障害福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例の対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善などを行います。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

〔事業量見込み〕

指定相談支援事業の見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
相談支援事業	1	1	1	実施箇所
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業	検討	検討	実施	実施の有無

〔提供体制の確保策〕

相談支援事業者の参入を促進し、さまざまな相談に応じて必要な情報の提供や助言が行えるよう相談支援体制の整備を図ります。

夷隅圏域市町と関係機関により設置されている夷隅地区自立支援協議会を活用し、適切なサービスの提供や相談支援体制のあり方を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度による支援を必要とする知的障害又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護の推進を図ります。

成年後見制度利用支援事業の内容

事業区分	サービスの内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成するものです。

成年後見制度利用支援事業見込み（件数／年）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

成年後見制度については、後見人等の担い手不足が課題となっています。高齢者分野の地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して、支援体制の整備を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障害のある人の権利擁護の推進を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業の内容

事業区分	サービスの内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業見込み（実施の有無）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	実施

〔提供体制の確保策〕

平成25年度に新規に追加された事業で、現状は未実施となっています。高齢者分野の地域包括支援センター、社会福祉協議会やその他の関係機関と連携して、市民後見人を含め法人後見支援事業の実施について検討します。

(6) 意思疎通支援事業

〔サービス内容〕

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、手話通訳者等を派遣し、意志疎通の円滑化を図るものです。手話通訳を設置する事業も当該事業に含みます。

意思疎通支援事業の内容

事業区分	サービスの内容
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	聴覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

〔事業量見込み〕

意思疎通支援延件数の推移と見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
手話通訳者派遣事業	12	12	12	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	1	1	1	延利用人／年
手話通訳者設置事業	検討	検討	検討	実施の有無

〔提供体制の確保策〕

手話通訳者等の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実施します。

また、当該事業について、周知を図るとともに、地域での手話通訳者、要約筆記者等の育成・確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

〔サービス内容〕

障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。

日常生活用具給付費支給事業の内容

事業区分	サービスの内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障害のある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

〔事業量見込み〕

日常生活用具給付費支給延件数の推移と見込み（給付件数／年）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	2	3	3
自立生活支援用具	2	3	4
在宅療育等支援用具	3	3	4
情報・意思疎通支援用具	2	3	3
排泄管理支援用具	172	173	174
住宅改修費	1	1	1
合 計	182	186	189

〔提供体制の確保策〕

日常生活用具給付の周知を図るとともに、障害のある人一人ひとりの状況に応じた適切な用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

手話奉仕員養成研修事業の内容

事業区分	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員の養成・研修を行います。

手話奉仕員養成研修事業の見込み（実施の有無）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

平成27年度から夷隅圏域市町が共同で、手話奉仕員養成研修を実施し、事業を推進します。

(9) 移動支援事業

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「訪問系介護給付サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。国では下記の3つの利用形態を想定していますが、このうち、本市では、「個別支援型」を実施しています。

移動支援事業の3つのタイプ

タイプ	サービスの内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	・ 複数の障害のある人への同時支援。 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	・ 福祉バス等車両の巡回による送迎。 ・ 公共施設、駅、福祉センター等障害のある人の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

〔事業量見込み〕

移動支援事業の見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
移動支援事業	3	3	3	実人／月
	29	29	29	延時間／月

〔提供体制の確保策〕

障害者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスは年々高まっていくことが予想されることから、現行の実施事業所に対し、提供体制の充実を働きかけるとともに、「グループ支援型」や「車両移送型」も含めて、サービスを提供する事業者の拡充を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

〔サービス内容〕

地域活動支援センター事業は、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流を行います。

地域活動支援センター事業の区分

区分		サービスの内容
基礎的な事業		創作的活動、生産活動、社会との交流の促進
機能強化事業	Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う。
	Ⅱ型	在宅の障害のある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける。
	Ⅲ型	これまでの小規模作業所を想定した上乘せの機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件。

〔事業量見込み〕

地域活動支援センター事業の見込み（箇所）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

地域活動支援センターⅠ型については、夷隅圏域市町が共同で事業者委託して実施しています。事業の安定的な運営が行えるよう支援を行います。

Ⅱ型、Ⅲ型については、今後のニーズに対応し、新たな事業者の参入促進を図ります。

5 その他の地域生活支援事業（市が自主的に取組む事業）

〔サービス内容〕

その他の地域生活支援事業については、その地域の特性や資源などの実情により、市が自主的に取組む事業です。

その他の地域生活支援事業の内容

名称	サービスの内容
訪問入浴サービス	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援、及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
自動車運転免許取得・改造	障害のある人の就労など社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許を取得するための費用や、自動車の改造をする費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託	知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めるための支援を行います。

〔事業量見込み〕

その他の地域生活支援事業の見込み量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	単位
訪問入浴サービス	3	3	3	実人／月
日中一時支援	8	8	8	実人／月
自動車運転免許取得・改造	2	2	2	実人／年
知的障害者職親委託	0	0	0	実人／月

〔提供体制の確保策〕

上記事業についても、必要な福祉サービスが円滑に提供できるよう、事業者と連携を図り、サービス提供基盤の充実を図ります。

また、利用者のニーズの把握に努め、障害のある人等が、地域で自立した生活が営めるよう、また社会参加の促進が図られるよう推進していきます。

第6章

障害福祉計画の進捗管理

(1) PDCAサイクルの導入

計画策定にあたっては、PDCAサイクルを取り入れた策定を目指すものとします。

①PDCAサイクルの必要性

計画は、障害のある人に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけではなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

②PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「見直し (Action)」を順に実施していくものです。



(2) 計画達成状況の点検及び評価

毎年度、成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、計画の達成状況の点検と評価を行います。この点検・評価をもとに、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを検討します。

第 5 期勝浦市障害福祉計画・第 1 期勝浦市障害児福祉計画

平成 3 0 年 3 月

編集・発行：勝浦市福祉課福祉係

〒299-5292 勝浦市新官1343番地の1

電話：0470-73-6619